

配置予定技術者の取扱いに関するガイドライン

平成25年4月30日 総務部長決裁

このガイドラインは、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成25年4月30日制定）に基づき、競争入札参加申請時に提出を求める「配置予定技術者経歴書」に記載される技術者の事務取扱いについて定める。

このガイドラインは、平成25年5月1日以後に公告を行なう工事等（一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和52年11月18日制定）第2条第1号及び第3号に定めるものをいう。以下同じ。）から適用する。

1 申請時の技術者配置関係

- (1) 着手時に技術者を専任で配置することを前提に、同一の技術者をもって異なる複数の工事の配置予定技術者とする場合は、これを認める。
- (2) 申請日において他の工事に従事している技術者を、申請する工事の入札日までに他の工事が完了する見込であるとして、当該技術者を配置予定技術者として申請した場合は、これを認める。
- (3) 複数の候補技術者を配置予定技術者として、契約締結時に候補者の中から配置技術者を選択することは、これを認める。

なお、この場合、配置する技術者を選択した旨、書面により提出するよう求める。

2 申請から着手までの間の配置予定技術者の中途変更

- (1) 申請日から、着手日までの間の配置予定技術者の中途変更は、原則としてこれを認めない。
- (2) やむを得ない理由による中途変更の場合は、変更後の技術者の「配置予定技術者経歴書」とともに、別記様式の「配置予定技術者変更届」の提出を求める。

3 配置予定技術者を配置できない場合の取扱い

事後審査型一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要綱（平成14年7月31日制定）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、一般財団法人札幌市住宅管理公社発注の他の工事等の入札において落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、一般財団法人札幌市住宅管理公社事後審査型一般競争入札試行要領（平成25年4月30日制定）第5条第2項に定める次順位者として落札候補者となることのできない旨の申出書を直ちに提出するよう求める。

4 国における監理技術者等運用規定の準用

このガイドラインに定めるものの他、配置予定技術者に関する取扱いについては、国の「監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日付け国総建第316号)」の取扱いに準ずる。